



コンテク

2005.10.

成長するものだけが生き残る

企業の創造性について上原春夫先生は、以下のように説明しています。

社長の創造性を C1、専務の創造性を C2、総務部の創造性を C3、営業部の創造性を C4、設計部の創造性を C5、生産部の創造性を C6 とします。

もしも、全員が、創造性を昨年よりも 10% アップしたとすると、会社全体の創造性 G は次のように 77% もアップすることになります。

$$G = C1 \times C2 \times C3 \times C4 \times C5 \times C6 \\ = 1.1 \times 1.1 \times 1.1 \times 1.1 \times 1.1 \times 1.1 = 1.77$$

しかし、もしも他の部門が 10% アップしているのに、生産部の創造性だけが昨年よりも大幅に落ち込み 50% マイナスになったとすると、会社全体の創造性 G は次のように 19% マイナスになります。

$$G = C1 \times C2 \times C3 \times C4 \times C5 \times C6 \\ = 1.1 \times 1.1 \times 1.1 \times 1.1 \times 1.1 \times 0.5 = 0.81$$

つまり組織の中に、一人でも成長していない人がいると、組織全体が成長しないということになります。ましてや、経営者、経営幹部が成長しないままでいると、組織の活性化に与える影響は大きいのです。

ではどうすれば、創造性を発揮し続けることができるのでしょうか。それは、変化し続けることです。コンビニエンスストアのセブンイレブンは 1 日に 15 回模様替えをします。時間帯によって客層の変化を考えそれに対応してお店を変化させるのです。お店の模様替えとともにスタッフの気持ちも変化して創造性が発揮されるのです。

私達も、会社の模様替え、服装を変えることから始めましょう。そして、社員さんが変化し、自主的、自発的に事業の変革、組織の変革を進めることにより、創造性を保ち続ける必要があるのです。

【降旗 達生】

お客様の声

企業内セミナー実施アンケートより抜粋

報連相セミナー

- ・社内、部内交流した事で意識の改革になったと思う。
- ・実際の仕事で生じている問題に照らし合わせて学ぶことができた。

原価管理基礎セミナー

- ・今までは、上司から原価管理方法を教わりなんとなく表を作成していた。実際、何故計算をするのか理解していなかったが、セミナーを受けて理解できるようになった。
- *****
- セミナーを企業内で実施すると次のメリットがあります。

自社の現状に即したカリキュラムで行うので、改善課題を見つけることができる。(企業担当者と講師が事前打合せを実施して、カリキュラムをカスタマイズします)

自社の都合のよい時間帯に実施することができる。

社員さん同士のコミュニケーションをとることができるので、社風改善につなげることができる。

全社員がセミナーの内容を共有しているので、容易にセミナーの成果を社内に落としこむ事ができる

その他セミナーについても企業内で開催可能です。日程・カリキュラム等のご相談に応じます。お気軽にお問い合わせ下さい。

ハタコンサルタント株式会社
小泉和代

人材育成の時代

昨今人間力向上の問題がよく取り上げられているが、政府もこの問題に真っ向から取り組んでいる。

すなわち、本年平成 17 年度の税制改正において定率減税の廃止等々その多くが増税の流れの中、唯一といってもよいくらい減税の改正がなされた。それは今回新たに創設された人材育成に対する投資に関する減税立法である。

などととても硬く語り始めてしまったが、何の事はない、税金を減らすお話であります。本コンテクの読者の皆様のように社員教育に熱心で、かつまじめに取り組んでいらっしゃる経営者の方々には朗報でありましょう。

社員教育のために使った費用は当然のことながら会社の経費となります。その上に今回の改正ではその経費の増加分(具体的には前年と前々年支出額の平均額との比較)の 25% が法人税の税額控除を受けられるという素敵な制度です。(ただし、その年の法人税額の 10% という上限はありますが...)

しかし、なんとすばらしい制度でしょうか。一度食べて 2 度美味しいとはこのことで、経費で落としてまず税金が減りなおかつもう一度、税金まで引いてくれるんです。

なお、青色申告書を提出する中小企業者等については特例があり先ほどの制度に代えて当期の社員教育費の増加割合が(前年と前々年支出額との比較割合)40% 以上の場合には 20%、また 40% 未満の場合は増加割合の 0.5 が法人税額より控除されます。(やはり法人税額の 10% が上限です)

この機会を利用しない手はないでしょう。でも期間があるんです。平成 17 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から 3 年間です。

さあ、皆さん節税をしながら社員のレベルを上げていきましょう。3 年間たっぷりこの制度を利用してください。

次回からは税務調査のお話です。

伊藤真弘税理士事務所
所長 伊藤真弘

建設業経理事務士検定試験が始まります。

受験申込期間	平成 17 年 11 月 1 日から 11 月 30 日まで (消印有効)			
建設業経理事務士検定試験の概要	検定試験には受験資格はありません。ご自分の力に見合った級を受験することができます。			
同日受験について	受験をお申し込みいただく際には、1 つの級 (1 級は科目) を選んでお申し込みいただくほか、複数の級 (科目) を選んでお申し込みいただくこともできます。			
【1】受験票の送付	申込みいただいた方へは、平成 17 年 2 月 21 日に受験票をお送りいたします。受験票には、受験番号、受験級、試験会場などが記載されています。			
【2】試験日	平成 18 年 3 月 12 日			
【3】合格発表	平成 18 年 5 月 31 日			
受験料	1 級 1 科目	7,200 円	2 級と 3 級 (同日受験)	11,200 円
	1 級 2 科目 (同日受験)	10,300 円	3 級	5,100 円
	1 級 3 科目 (同日受験)	13,300 円	3 級と 4 級 (同日受験)	9,200 円
	2 級	6,100 円	4 級	4,100 円
その他	財団法人 建設業振興基金 http://www.kensetsu-kikin.or.jp/index.html			